# 十五、株式会社新井製菓に対する件

昭和四十三年(排)第八号

## 排除命令

静岡県沼津市大岡日吉千五百八十四番地

株式会社新井製菓

右代表者　代表取締役　新井忠幸

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

### 主文

一、株式会社新井製菓は、その販売する小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約二十二・三パーセントに相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当

委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、株式会社新井製菓は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社新井製菓（以下「新井製菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

新井製菓は、小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品（別添写真参照）を昭和四十二年六月頃から静岡、神奈川、山梨の各県の地域に販売している。

当該商品は、羊かん八個が縦二十八センチメートル、横十二・八センチメートル、高さ一・八センチメートル（総容積約六百四十五立方センチメートル）の包装箱に詰められ、一個の羊かんは、「一口羊羹」と標示した竹皮模様の紙に縦六・五センチメートル、横五・八センチメートル、の大きさにくるまれ、包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、あたかも外見からは、当該羊かんが包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、幅〇・七センチメートルの額縁状の縁取りがほどこされ、厚さ〇・五センチメートルの段ボール紙と薄いボール紙であげ底されておりその上に、内容物である羊かん八個が詰められている。その羊かん一個は、縦六センチメートル、横三センチメートル、厚さ一センチメートル（体積約十八立方センチメートル）であるが、これが銀紙と紙を貼り合わせた包装紙で包まれたうえ、縦六センチメートル、横三・八センチメートル、厚さ一・四センチメートル（容積約三十一・九立方センチメートル）の立方体のボール紙に入れられ、さらに竹皮模様の紙に縦六・五センチメートル、横五・八センチメートル、厚さ約一・四センチメートルの大きさにくるまれており、結局、羊かん八個の総体積は、包装箱の全容積の約二十二・三パーセントにすぎない。

よつて、新井製菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、新井製菓の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年一月九日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子

